

宮城県土木部発注建設工事における三者会議の試行要領

(目的)

第1 この要領は、宮城県土木部が発注する建設工事において、設計の意図や施工上の留意点を施工者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する三者会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 業務委託による設計成果を有する工事で、以下に該当する工事を対象とする。

- (1) 重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、樋門等）
- (2) 上記以外の工事で、発注者が必要と認める工事

(会議の構成員)

第3 三者会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 発注者：監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）、または総括監督員が指名した者
- (2) 施工者：現場代理人、主任技術者、監理技術者
- (3) 設計者：当該工事に係る詳細設計等（必要に応じ測量、地質調査、調査・計画業務を含む）を実施したコンサルタントの管理技術者、担当技術者、または設計・施工条件等を説明できる者。

(三者会議の協議の対象とする事項)

第4 三者会議の協議の対象とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 建設工事請負契約書第18条（条件変更等）に関する事項
- (3) 土木工事共通仕様書1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項
- (4) その他、設計・施工に関する事項

(当該工事の特記仕様書への明示)

第5 発注者は、対象とする工事について、特記仕様書によって三者会議の開催を明示する。

(設計者への三者会議の開催に係る工事情報の提供)

第6 発注者は、当該工事に関係する設計者に対し、三者会議の対象とすること及び工事発注時期等の情報を提供するものとする。

(施工者の対応)

第7 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施して施工計画書（案）を作成するとともに、施工にあたっての疑問点、確認する事項等を整理して、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督員に報告するものとする。

(三者会議の実施)

第8 三者会議は、以下により実施することとする。

- (1) 開催時期
三者会議は工事着手前の施工計画書の提出前に開催するものとする。
なお、施工条件の変化等の問題が発生した場合には、三者の協議により複数回開催することができるものとする。

(2) 三者会議の開催

- ① 発注者は、開催時期を調整したうえで、開催日・場所等を会議出席者へ通知するものとする。
- ② 発注者は、施工者から報告を受けた照査結果や疑問点等について、内容を確認し、設計成果に関するものは事前に設計者にその内容を伝えるものとする。
- ③ 設計者は、当該工事に係る詳細設計報告書等により設計意図や施工上の留意点を説明するとともに設計成果に関する質問に回答するものとする。
- ④ 発注者は三者会議での協議確認事項をまとめ、関係者相互の確認を受けるものとする。

(設計変更の対応)

第9 三者会議で確認された事項で、設計変更を要するものについては、発注者、施工者及び設計者の三者においてその責任範囲を明確にするものとする。

(設計者との契約等)

第10 発注者は、三者会議に参加する設計者と委託契約を締結するものとする。
なお、三者会議に使用する資料等は設計者又は施工者が用意するものとする。

(経費の算定)

第11 設計者と契約締結する経費の算定は、以下のとおりとする。

- (1) 打合せ 主任技師0.5人/回 技師A0.5人/回
- (2) 交通費 設計業務等標準積算基準による
※技術経費、諸経費は計上しない

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。